

十二

の経過
払込み

年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加え、次の算式によ
算出した金額を第十八号に規
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{37}{365}$$

十三

初期
利子

平成十六年三月二十日を
とし、次の算式により支払
金額を支払う。ただし、支
金の銀行休業日に当たるとき
が、銀行休業日に当たるとき
その翌営業日に支払う。以下、
次の号及び第十五号において
する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期
以後
の利子

毎年三月二十日及び九月二十
を、支払期とし、各支払期にお
て、その日以前六月間に属す
利子を支払う。

十五

償還
金額
の限度

平成二十年九月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支所
の
払込
期日

平成十五年十月二十七日